

大仙市文化財保存活用地域計画（案）について  
パブリックコメントでいただいた御意見と市の考え方

【募集期間】 令和5年8月18日（金）～令和5年8月30日（水）

【御意見数】 1件（1名）

No.	いただいた御意見の概要	市の考え方
1	<p>地域計画の本文及び骨子に記載されている「措置4-2/民間団体との相互交流の支援」について、相互交流及び支援の対象として文化財保護協会等と表記されております。</p> <p>この対象の「等」について、文化観光振興の観点から以下のような団体を追記しても良いのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。</p> <p>（例） 文化財等の所有者及び管理者 旅行業・観光業・旅客運送事業者 行政（実務担当者間の交流含む）</p>	<p>御意見のとおり、行政、市民、地域、民間団体等を含め様々な主体が参画して、文化財の保存と活用に取り組んでいくことが求められております。</p> <p>御意見をふまえ、旅行業や交通産業、宿泊業、飲食産業など複数の分野を含む意味での「観光業」を追記させていただきたいと思っております。</p> <p>貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。</p>